

水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門）助成金交付要綱 新旧対照表
（令和4年4月改正分）

新	旧
<p>水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門） 交付要綱</p> <p style="text-align: center;">（制定）令和2年5月13日付都環公地温第348号 （改正）令和3年9月14日付3都環公地温第1281号 <u>（改正）令和4年3月23日付3都環公地温第2931号</u></p> <p>第1条から第3条まで（現行のとおり）</p> <p>（助成対象機器）</p> <p>第4条 本助成金の交付対象となる家庭用燃料電池（以下「助成対象機器」という。）は、実施要綱第4 1（2）に規定するものであって、次の各号に掲げる助成対象機器の種類に応じ、当該各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する助成金事業において助成金の交付を受けたものを除く。</p> <p>一 P E F C</p> <p>ア 領収書その他その購入の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）に記載された領収日が、令和2年4月1日から<u>令和6年9月30日</u>まで（天災地変その他助成対象者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合） あっては、公社が認める期間）のものであること。</p>	<p>水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門） 交付要綱</p> <p style="text-align: center;">（制定）令和2年5月13日付都環公地温第348号 （改正）令和3年9月14日付3都環公地温第1281号</p> <p>第1条から第3条まで（略）</p> <p>（助成対象機器）</p> <p>第4条 本助成金の交付対象となる家庭用燃料電池（以下「助成対象機器」という。）は、実施要綱第4 1（2）に規定するものであって、次の各号に掲げる助成対象機器の種類に応じ、当該各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する助成金事業において助成金の交付を受けたものを除く。</p> <p>一 P E F C</p> <p>ア 領収書その他その購入の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）に記載された領収日が、令和2年4月1日から<u>令和5年9月30日</u>まで（天災地変その他助成対象者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合） あっては、公社が認める期間）のものであること。</p>

イ 一般社団法人燃料電池普及促進協会により家庭用燃料電池システム(エネファーム)として機器登録されているものであること

ウからエまで(現行のとおり)

二 SOFC

ア 領収書等に記載された領収日が、令和2年4月1日から令和7年9月30日まで(天災地変その他助成対象者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあつては、公社が認める期間)のものであること。

イ (現行のとおり)

第5条から第7条まで(現行のとおり)

(助成金の交付に係る一般申請)

第8条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成対象機器を設置した後、別表1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請(以下「一般申請」という。)は、助成対象機器の種類に応じ、次のいずれか早い日までにを行うものとする。

一 PEFC

ア 令和5年3月31日

イ (現行のとおり)

イ 国が令和2年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人燃料電池普及促進協会により補助対象機器として登録されているものであること。

ウからエまで(略)

二 SOFC

ア 領収書その他その購入の事実を証する書類(以下「領収書等」という。)に記載された領収日が、令和2年4月1日から令和7年9月30日まで(天災地変その他助成対象者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあつては、公社が認める期間)のものであること。

イ (略)

第5条から第7条まで(略)

(助成金の交付に係る一般申請)

第8条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成対象機器を設置した後、別表1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請(以下「一般申請」という。)は、助成対象機器の種類に応じ、次のいずれか早い日までにを行うものとする。

一 PEFC

ア 令和4年3月31日

イ (略)

二 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

(助成金の交付に係る事前申請)

第9条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、助成対象者は、助成対象機器の種類に応じ、次に定める期日までに一般申請をすることが困難であるとして公社が認めた場合に限り、助成対象機器を設置する前であっても、別表2に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付に係る事前の申請を行うことができる。

一 P E F C 令和5年3月31日

二 (現行のとおり)

2 前項の規定による申請(以下「事前申請」という。)は、助成対象機器の種類に応じ、次に定める期間に行わなければならない。

一 P E F C 令和4年12月1日から令和5年3月31日まで

二 S O F C 令和5年12月1日から令和6年3月31日まで

3 (現行のとおり)

4 前項の規定により事前申請の受理の決定に係る通知を受けた助成対象者は、助成対象機器を設置した後、助成対象機器の種類に応じ、次のいずれか早い日までに、別表1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。

一 P E F C

ア 令和6年9月30日

イ (現行のとおり)

二 (略)

3 (略)

(助成金の交付に係る事前申請)

第9条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、助成対象者は、助成対象機器の種類に応じ、次に定める期日までに一般申請をすることが困難であるとして公社が認めた場合に限り、助成対象機器を設置する前であっても、別表2に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付に係る事前の申請を行うことができる。

一 P E F C 令和4年3月31日

二 (略)

2 前項の規定による申請(以下「事前申請」という。)は、助成対象機器の種類に応じ、次に定める期間に行わなければならない。

一 P E F C 令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

二 S O F C 令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

3 (略)

4 前項の規定により事前申請の受理の決定に係る通知を受けた助成対象者は、助成対象機器を設置した後、助成対象機器の種類に応じ、次のいずれか早い日までに、別表1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。

一 P E F C

ア 令和5年9月30日

イ (略)

二 (現行のとおり)
5から8まで (現行のとおり)

(住宅供給事業者による交付申請の特例)

第10条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者が、次に掲げる要件を満たす住宅供給事業者(住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。)である場合は、当該住宅供給事業者は、助成対象機器を設置する前に、次項に定める期日までに、別表2に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付に係る事前の申請を行うものとする。

一 (現行のとおり)。
二 新築分譲住宅等に設置する助成対象機器に係る領収書等を、助成対象機器の種類に応じ、次に定める期日までに受領する予定であること。

ア P E F C 令和6年9月30日
イ (現行のとおり)

2 前項の規定による申請(以下「特例申請」という。)の期日は、助成対象機器の種類に応じ、次のとおりとする。

一 P E F C 令和5年3月31日
二 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

4 前項の規定により特例申請の受理の決定に係る通知を受けた住宅供給事業者は、助成対象機器を設置した後、助成対象機器の種類

二 (略)
5から8まで (略)

(住宅供給事業者による交付申請の特例)

第10条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者が、次に掲げる要件を満たす住宅供給事業者(住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。)である場合は、当該住宅供給事業者は、助成対象機器を設置する前に、次項に定める期日までに、別表2に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付に係る事前の申請を行うものとする。

一 (略)
二 新築分譲住宅等に設置する助成対象機器に係る領収書等を、助成対象機器の種類に応じ、次に定める期日までに受領する予定であること。

ア P E F C 令和5年9月30日
イ (略)

2 前項の規定による申請(以下「特例申請」という。)の期日は、助成対象機器の種類に応じ、次のとおりとする。

一 P E F C 令和4年3月31日
二 (略)

3 (略)

4 前項の規定により特例申請の受理の決定に係る通知を受けた住宅供給事業者は、助成対象機器を設置した後、助成対象機器の種類

に応じ、次のいずれか早い日までに、別表 1 に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。

一 P E F C

ア 令和 6 年 9 月 30 日

イ (現行のとおり)

二 (現行のとおり)

5 から 7 まで (現行のとおり)

第 11 条から第 13 条まで (現行のとおり)

(交付の条件)

第 1 4 条 公社は、前条第 1 項の規定による本助成金の交付の決定 (以下「交付決定」という。) に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第 2 項の規定により交付決定の通知をする助成申請者 (以下「被交付者」という。) に対し、交付の条件として、次に掲げる条件その他必要な条件を付すものとする。

一から二まで (現行のとおり)

三 助成対象者のうち、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出せん等の比率が 50%を超える法人に該当するものは、公社が求めたときは、別に定める方法により、水素エネルギーに関する普及啓発を行い、当該普及啓発について報告すること。

四 公社の指定する者が助成対象機器の稼働状況の現地調査等を

に応じ、次のいずれか早い日までに、別表 1 に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。

一 P E F C

ア 令和 5 年 9 月 30 日

イ (略)

二 (略)

5 から 7 まで (略)

第 11 条から第 13 条まで (略)

(交付の条件)

第 1 4 条 公社は、前条第 1 項の規定による本助成金の交付の決定 (以下「交付決定」という。) に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第 2 項の規定により交付決定の通知をする助成申請者 (以下「被交付者」という。) に対し、交付の条件として、次に掲げる条件その他必要な条件を付すものとする。

一から二まで (略)

三 公社の指定する者が助成対象機器の稼働状況の現地調査等を

行う場合は、当該現地調査等に協力すること。

五 会社が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、会社の指定する期日までに会社に当該資料、情報等を提供すること。この場合において、被交付者は、手続代行者をして、当該資料、情報等を会社に提供させることができる。

六 集合住宅に助成対象機器を設置した場合（助成対象機器が当該集合住宅の各住戸に設置される場合を除く。）にあつては、継続的に効率的な電力消費量の削減及び電力需要ピーク時の電力使用の抑制に努めること。

七 この要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第2項の規定により交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

八 助成対象経費について、本助成金以外に都又は会社から交付される補助金等を受給しないこと。

九 助成事業の実施に当たり、前各号に掲げる事項のほか、この要綱その他法令の規定を遵守すること。

2 （現行のとおり）

第15条から第21条まで（現行のとおり）

行う場合は、当該現地調査等に協力すること。

四 会社が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、会社の指定する期日までに会社に当該資料、情報等を提供すること。この場合において、被交付者は、手続代行者をして、当該資料、情報等を会社に提供させることができる。

五 集合住宅に助成対象機器を設置した場合（助成対象機器が当該集合住宅の各住戸に設置される場合を除く。）にあつては、継続的に効率的な電力消費量の削減及び電力需要ピーク時の電力使用の抑制に努めること。

六 この要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第2項の規定により交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

七 助成対象経費について、本助成金以外に都又は会社から交付される補助金等を受給しないこと。

八 助成事業の実施に当たり、前各号に掲げる事項のほか、この要綱その他法令の規定を遵守すること。

2 （略）

第15条から第21条まで（略）

(本助成金の返還)

第22条 公社は、被交付者に対し、前項第1項の交付決定の取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2から6まで（現行のとおり）

第23条から第31条まで（現行のとおり）

附 則（令和2年5月13日付都環公地温第348号）

この要綱は、令和2年7月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年9月14日付3都環公地温第1281号）

この要綱は、令和3年9月29日から施行する。

附 則（令和4年3月23日付3都環公地温第2931号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する

(本助成金の返還)

第22条 公社は、被交付者に対し、交付決定の取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2から6まで（略）

第23条から第31条まで（略）

附 則（令和2年5月13日付都環公地温第348号）

この要綱は、令和2年7月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年9月14日付3都環公地温第1281号）

この要綱は、令和3年9月29日から施行する。